	① マイナ保険証	② 資格情報通知書 （資格情報のお知らせ）	③ 資格確認書	④ 被保険者証
			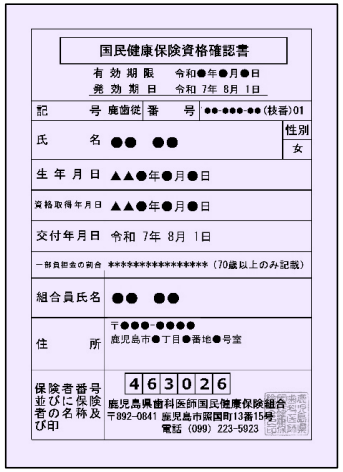	
形状	マイナンバーカード	紙・A4サイズ	紙・はがき型	プラスチック・カード型
交付対象	お住まいの市町村へ ご確認ください	マイナ保険証利用登録を している方	マイナ保険証利用登録を していない方	資格取得日が令和6年12月1日 以前の方
取得方法等	ご自身でマイナンバーカード取得後、マイナ保険証利用登録をしてください	資格取得届受領後、データ登録が完了し次第交付します	資格取得届受領後、データ登録が完了し次第交付します	-
有効期限	マイナンバーカード・電子証明書の有効期限に準じます	資格喪失まで有効期限がないため<u>大切に保管してください</u>	最大2年間	令和7年7月31日
備考		本書類はマイナ保険証保有者が自身の被保険者資格等を簡易に確認できるよう交付するものであり、本書類単体で医療機関を受診することはできません。 ※オンライン資格確認を利用できない医療機関では、マイナ保険証と本書類を一緒に提示することで、保険診療を受けることができます。	マイナ保険証利用登録をしている方には特段の事情がない限り交付できません。	資格取得届提出が令和6年12月2日以降の場合、交付できません。 また、令和6年12月1日以前に交付された被保険者証は、氏名変更や紛失があっても再交付できません。